

# 平成20年第9回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次 （輝くふるさと常任委員会）

## 【開 会】

## 【議案第1号～議案第11号の議案審議】

日程第1	議案第1号	平成20年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）	1
日程第2	議案第2号	平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第2号）	20
日程第3	議案第3号	平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	23
日程第4	議案第4号	平成20年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第2号）	23
日程第5	議案第5号	平成20年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第1号）	23
日程第6	議案第6号	葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例	24
日程第7	議案第7号	農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例	25
日程第8	議案第8号	町営住宅条例の一部を改正する条例	27
日程第9	議案第9号	葛巻町統計調査条例の一部を改正する条例	28
日程第10	議案第10号	岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関 し議決を求めることについて	29
日程第11	議案第11号	財産の取得に関し議決を求めることについて	31

平成20年第9回葛巻町議会定例会会議録 第2号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成20年11月21日(金)					
招集年月日	平成20年12月10日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成20年12月10日～平成20年12月15日 6日間					
会議の月日	平成20年12月11日(木) 開会10時00分 閉会12時15分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1 番	柴田 勇雄		4 番	小谷地 喜代治	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 渕 文雄
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	教育長	村木 登	病院事務局長	鳩岡 修
	監査委員		農業委員会事務局長	荒谷 重
	総務企画課長	野頭 諭	総務企画課総務室長	村中英治
	住民会計課長	村上 久男	総務企画課総合政策室長	丹内 勉
	健康福祉課長	山形 米蔵	総務企画課財政係長	大久保 栄作
農林環境エネルギー課長	入月 俊昭			

( 開会時刻 10時00分 )

委員長 ( 高宮一明君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

最初に日程第1、議案第1号、平成20年度葛巻町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

9ページをお願いいたします。中程に国庫支出金、国庫補助金の中で、総務費国庫補助金、これは新規ということですが、緊急安心実現総合対策交付金15,000,000円というのが計上されております。この交付金の交付基準といいますか、についてお伺いします。

委員長 ( 高宮一明君 )

総務企画課長。

総務企画課長 ( 野頭諭君 )

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金のご質問にお答え申し上げます。この制度につきましては、地方公共団体が安心実現のための緊急総合対策に対応して積極的に総合的な対策に取り組み、もって地域活性化に資することができるように交付金制度を創設し、支援するものというふうな内容でございます。これにつきましては8月29日に政府、与党、野党会議、あるいは経済対策閣僚会議の合同会議で決定した対策ということになってございます。

内容については、全体的に全国で260億円ということでございます。配分の方法につきましては、地方公共団体が策定する総合実施計画に掲載された事業のうち、国庫補助事業の地方負担分と単独事業の所要経費の合計額として、人口、第一次産業比率、あるいは高齢者比率、財政力指数等の外形基準に基づいて算出される額を上限とするというふうなことで、市町村については、おおむね5,000,000円から30,000,000円程度の範囲の中で交付されるものというふうになってございます。

特に対策の内容については、大きく言いますと生活者の不安の解消、あるいは持続可能社会への変革の加速ということで、特に医療、年金、介護、子育て、教育などの国民生活周りの安心、安全を確保するための取り組み、あるいは住まいの刷新、防災対策の推進、あるいはその中で住まい、防災、刷新対策ということで、児童を地震から守る学校づくり等の防災対策、あるいは強い農林水産業の創出対策、これらがたまかな制度内

容になってございます。

事業の実施の選定の考え方については、8月30日以降に実施する事業で、年度内に完了する事業となっている関係から、町単独事業の中から今年度既に予算化されている事業および新年度で計画されている事業の中で、補助要件を満たす事業を選択するというふうな内容になっているものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

今詳しくお伺いしました。様々な生活にかかわるといいますか、町民に直結するような様々な問題等について対応するということですが、その中で34ページに小学校の修繕費が出ておりますけども、葛巻小学校の耐震補強工事、これが確か安心対策の交付金だったかなというように説明で聞きました。この交付金の今の説明からすると、正にこれが当たるといいますけども、葛巻小学校をあえて今回この交付金を活用して実施すると、それ以外にも様々な施設で耐震に関して問題がある校舎なりがあるはずですけども、今回葛巻小学校を選んだ理由は何なのか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

葛巻小学校の耐震補強事業につきましては、来年度計画をする予定で進めてきたところでございますけども、今回安心実現対策交付金が創設されるということでございますので、前倒しの形で児童、生徒が安心して住めるような学校づくりというふうな観点から、今回前倒しして事業設定をしたものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

今回この交付金15,000,000円計上されておりますけども、本来はこういった緊急性を要するものから優先して予算執行すべきではないかなと思いますけども、今回の葛巻小学校の耐震補強以外にどの分野がこの交付金の対象になったのか、ちょっと私聞き漏らしたかと思いますが、その点お伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

### 総務企画課長（野頭諭君）

それ以外の事業で交付金を予定しているものにつきましては、除雪機械の整備事業、除雪ローダーの装置事業、それから担い手農地集積高度化推進事業、それから一人暮らし世帯等、老人世帯等の緊急通報システムの整備事業、あるいは今回の予算にはなってございませんけども、畜産・酪農生産性向上対策推進事業等が事業として今回の交付金を挿入する事業でございます。

### 委員長（高宮一明君）

橋場委員。

### 橋場清廣委員

最後に、この交付金は今後も、例えば来年度といたしますか、こういったものがこれから交付される予定なのか、その点だけ最後にお伺いします。

### 委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

### 総務企画課長（野頭諭君）

この事業については今年度創設されたものでございまして、基本的には今年度の緊急対策交付金というふうなことで捉えてございます。

### 委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

### 柴田勇雄委員

5ページお願いいたします。債務負担行為でお伺いいたしたいと思います。今回この三つの債務負担行為が追加されまして、これも農家の支援のひとつというふうに思われます。それで、こちらの方の債務負担行為を起こした部分のですね、三つの対象農家。それからまた、この金額的なものはどの程度、利率でいきますと計算されているのか。それからまた、この三つの利子補給なわけですが、歳出の関連はいつの部分での、歳出の関連はどのようになっているのか。その部分でまずお尋ねをいたしたいと思っております。また、利率は三つともこのように違うわけですが、このように利率を設定した根拠となるものは、どのような形で利子補給の利率を決定なさったのか。それからもう一つ、こういったような利子補給をする場合には要綱を作って、町民に広く平等に、公平にやるわけですが、補給金の交付要綱、このようにうたっているわけですが、どこで作った交付要綱なのか。全然これでは何を見たらこの交付要綱が出てくるのか分からないわけです。ここでは二つの要綱が出ておりますけども、従いまして、こういったような限度額を標記する部分につきましては、私からこれはお願いしたいのでございますが、要綱に告示番号等を付けていただければ、ど

ここで作った補助金交付要綱で、このような施策を展開しているのか分かるわけです。町で作ったのか、県で作ったのか、国で作ったのかという、どこで作ったのか。そうしますと、こういったような利子補給を行っている部分については、何を見ればすぐに出てくるかというのが分かるわけですが、そういったような形で要綱等の告示番号を付けてもらえば、大変分かりやすい内容となるのですがいかがでしょうか。

**委員長（高宮一明君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）**

お尋ねの資金の債務負担行為について、もう少し詳しくご説明を申し上げたいと思います。三つの資金につきましては負債農家の救済ということで、来年度の資金、資材等も含めての要綱が盛り込まれておるわけですが、件数につきましては農協さんと農家からの吸い上げというようなこと等の要望等を踏まえて創設をいたしました。上段にございます農業資材・飼料等価格高騰緊急対策の資金につきましては、これは5年間を期間としておりまして、今見込まれている金額、件数につきましては14件、70,000,000円、率については1.125、中段の農業資材・飼料等価格高騰緊急対策の21年度の生産資材等の利子補給につきましては12件、30,000,000円ほどを見込まれております。率については0.75ということになっております。下段の農業経営負担軽減支援資金の利子補給につきましては今2件、55,000,000円ほどが見込まれておりまして、利息につきましては0.25というふうなものになってございます。

この歳出の件につきましては、今この資金を1月から申し込みを受けるとような格好になってございまして、そういたしますと利子補給の発生するのは21年度に発生するというふうなことがございまして、予算措置につきましては21年度予算に盛り込んで対応をしたいと思っております。

それから要綱につきましては、農協さんは農協さんの貸し付けの基準をもっておるわけですが、町といたしましては、この資金につきましては12月4日に決定をいたしまして、町の要綱で47号の要綱を決定させていただいてございます。そのような関係で来年度の農家の資材等の購入を含めました経営対策の支援をしてまいりたいというふうにご考えてございます。

**委員長（高宮一明君）**

総務企画課長。

**総務企画課長（野頭諭君）**

債務負担行為の限度額の説明欄に係る補助金等の交付要綱にかかわる部分で、もう少し分かりやすく交付番号等を設定すべきではないかというご質問でございまして、従来このような形での設定の仕方をしてきたところではございますけれども、検討をさせていただきたいというふうに思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほどは件数については触れていなかったような感じがいたしますが、今こういったような部分、予想される分野はどのような形で件数を予測されているのか、その内容についてお知らせいただければ有り難いなど、このように思っております。

また、12月4日に決定されたというふうな形になっておりますが、こういったような部分は、支援を受ける農家の方々には普及状況はどのような形になっているでしょうか。

それからまた、交付要綱については検討するというようなことですが、こういったように一目見て分かりやすい部分については、あまり検討されなくても実施してもらいたいという私の願いがあるわけですがいかがでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

資金別の件数について申し上げます。上段にございます農業資材・飼料等価格高騰緊急対策資金の件数は14件、中段の農業資材・飼料等価格高騰緊急対策の21年度生産資材等の件数が12件、下段の農業経営負担軽減支援資金の利子補給、これについては現在2件を想定してございます。

この普及につきましては、農協さんの方で資金の相談なり何なり、今農家の方々のご相談を受け、その月の残高等を見比べながら、その資金の対応に当たっておるわけですが、そのような関係でご相談に応ずるとというのがひとつと、やはり農協さんもいろいろな会議を開きまして、その席上で説明するとか、そういうふうなことで高騰対策の次年度への対策というようなことで対応しているような状況でございます。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

分かりやすくという説明の趣旨については十分理解をしてございますが、これまでの経過等を踏まえ、あるいは他市町村等の状況も踏まえながら検討をしてみたいというふうに考えてございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

ここでは農業者が融資機関から受けるというふうなことになるわけですが、農業者が融資機関、この融資機関は、特定機関はここには入っておらないわけですが、先ほどのお話を聞きますと、JAさんのお話が出てきているわけですが、JAさんが主体なのかとは思いますが、農業者が融資機関であればどこからでもいいというふうに解釈いたしますけども、JA以外から融資するというふうな部分についてはどのようにお考えでしょうか。

**委員長（高宮一明君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）**

経営指導を主に行っているのが農業協同組合と、農家の方々も農業協同組合にそういうふうな技術的な面、経営的な面をかなり頼っているというようなこと等もございまして、うちの方でも、対策本部といたしましても、農協さんの方に資金を用立ててほしいというような要請もしておることもございます。そのような関係で、一番農家とのかかわり合いの深い、農家のことを一番知っておられる農協さんをベースにして、この資金は対応しております。

また、民間の機関のローンとか、そういうのもあるわけですが、そのような負債等の関係も、やはり農協さんでも把握して、農家全体のことを考えての資金対応というふうなこと等となってまいりますので、やはり窓口を農協さんに絞ったというふうなことでございます。

**委員長（高宮一明君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

農協では経営指導等も含めというふうなお話なようではございますが、この文面から見ますと、そのような文面には見られないというふうなことはご承知おきいただきたいと思っております。

今農業をやっている方々が大変経営が苦しくて、それで農協さんからの借入金などがあれば乳代等から真っ先に天引きをされると、そして農家に残るものは少ないというふうなことも言われております。これは私が農家を回って歩いて、いろいろな方々からお聞きしたお話でございます。こういったような部分ではどのような形で融資されているのか分かりませんが、その実態もよくやりながら、こういったような経営指導をやらなければ、私はこういったような債務負担行為でせつかく起こしたとしても、なかなか効果が上がらないのではないのかなど、そういうように私は思うのですが、農家の実態ももう少し分かっていたら農協さんとも、町でももう少し介入しながらです



ね、こういった部分の経営指導面を強化していかなければ、ますます農家が今廃業に追いやられるというような事態に陥っております。そういったような町と農業協同組合と農業者、私は3者がもう少し話し合いのある農業経営でなければならないのではないかなと思うのですが、一方的に天引きされて、収入が全く無収になってしまうというふうな事態が発生しているようでございますが、こういったような面はいかがでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

特に葛巻町はご案内のとおり基幹であるものが酪農であるわけでございますが、この酪農の所得率が低下しているということは委員ご指摘のとおりでございます。若干石油製品等も値下がり傾向にあるわけではございますけれども、この21年度対策におきましてもあれですけども、飼料等が相変わらず高騰しているというようなこと等もあるわけございまして、そのようなものを、やはり農協さんが農家との話し合いの基に、次の資材対策というようなことで、このような資金を創設したというようなことでございますので、農家のお話、また私どもが7月にも全農家を巡回して、いろいろな情報を得たわけでございますけれども、そのような農家と町、農協と農家、この接点については、できるだけ多く持ち、情報を収集しながら、そのような対策に努めてまいりたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今のご質問に付け加えさせていただきますが、今回のこの農業資材、あるいは飼料高騰価格の高騰緊急対策ということで、この資金の創設の経緯でございますけれども、これにつきましては先ほど今課長からもお話ししましたが、各農家を意向調査、あるいは現状把握ということでさせていただきますと、その際にこれまでの粗飼料拡大に係る、いわゆるデントコーン、あるいは草地改良、草地造成、それらについての支援というものもございましたし、さらに高騰に係る資金対策といえますか、資金をどうしても創設してほしいというような要望等が多くございまして、これを踏まえながらJAとも協議をいたしまして、そういう中に農協の方から、この融資制度を創設していただき、そして、その利子補給につきましては管内の市町村に2分の1の利子補給をお願いするというようなことで、今回の債務負担行為をお願いする経緯になったものでございます。いずれ農協、あるいは、そのほかにも今回の幹事会、あるいは委員会等も通じながらJA、それから農業改良普及センター、それから家畜保健所、それから農業共済組合等々とも、こういう支援対策について十分協議しながらの経緯でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いろいろな関係機関との打ち合わせ済というような多分お話であろうと思っておりますけども、昨日のお話をお聞きしますと、飼料の値下げも10,000円程度が予測されていますと、それからまた、乳価がこの3月から10円値上げされるというようなこと等もあり、こういったような経営指導、さらに先ほどから申し上げているように乳価が全く手元に残らないような、生活が困るような形になれば大変困りますので、こういったようなことを関係機関とさらに詰めながらやっていただきたいことを、私から特にお願いをしておきたいなど、このように思っております。

次に移ります。次に10ページでございますが、今回災害復旧費の県の補助金18,786,000円というふうなことで、これは18年災なわけでございますが、昨日の説明ですと追加内示で、このように予算措置しましたというふうなお話でございます。茶屋場の向橋の関係でございますが、この歳出の関連はどのような形で見ればいいのか。ただ、この収入だけで見込んでいけばいいのか。その点はどのように歳出の関連を見ればいいのかお伺いをいたしたいと思っております。

それから、もう少し何点か続けて質問させていただきます。次は15ページの環境エネルギーの推進費の中で、今回1,806,000円ほどの新エネルギーの導入ということで、これは小規模多機能の居住施設の方というふうなことでございます。これも町単でございます。この部分についてはどのような新エネルギーを使うものを整備されようとしているのか。それからまた、こういったような新エネルギーを導入されるような場合は、町単のほかに国県の助成事業等が考えられるのかどうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

それからもう1点、19ページでございますが、町のぬくもり助成事業費が3,800,000円ほど計上されております。昨年は1人8,000円というふうに伺っていましたが、今年度6,000円というふうに2,000円減額になっているわけでございますが、昨年と今年で2,000円減額された理由は何でしょうか。その理由についてお伺いをいたしたいと思っております。また、どのような形で、この助成事業を展開されているのかお伺いをいたしたいと思っております。それからまた、もし去年と同じような形であれば、例えば去年は商品券でおやりになったというふうな形に実績が出ております。そういったような部分では、この商品券の商品を使っていただく側の商工会側の方から、何かこういったような商品券を使って今年もまたというような要請、あるいはこのようにやっていただきたい。そしてまた町からも、そのような意向を持っているというふうな話などは既に始められているのでしょうか。どうでしょうか。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

**建設水道課長（馬淵文雄君）**

最初の災害復旧費の県の補助金のことについてお答えをしたいと思います。ここに掲載しておりますとおり補正前の額がゼロでございまして、今回補助金の補正額として、ここに計上したものでございまして、繰り越し分ではございますけれども、国の補助金といたしましてはその都度、当該年度で補助を申請していただくというルールになってございます。そうした関係で歳出の方は一般財源を見込んで計上しております。今回国からの補助金が確定した段階で、補助金として今回ここに計上させてもらったものでございます。ご理解を賜りたいと思います。

**委員長（高宮一明君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）**

2点目の補助事業についてお答えをいたします。どのようなものかといいますと、その施設におきますボイラーを10万キロカロリーのものを1台設置すると、それによりまして、その施設の給湯、暖房を行うというような内容になってございます。

この事業につきましては、NEDOの方の補助事業の対象になっておりまして、そちらの方からも助成があるというふうなことでございまして、町の新エネルギー等導入事業補助金交付要綱によりますと、そのような補助があった場合は10パーセント以内の助成を行うというような要綱になってございまして、町の方といたしましては事業費の補助対象事業費、全体の事業費が2,300数十万円あるようございまして、そのうちの新エネの補助対象の経費の分が16,000,000円強のもの事業費が算定されているというようなNEDO等の確認をいたしまして、その10パーセントの助成をしてまいりたいというふうに考えてございます。

**委員長（高宮一明君）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（山形米蔵君）**

ぬくもり助成事業のご質問にお答えしたいと思います。この事業は昨年初めて実施したものでございまして、今年度におきましても昨年度の実施要綱を一部改正しながら行おうというものでございます。ただ、昨年と今年度とは目的が若干違ってございまして、昨年は原油がかなり急激に高くなったということから需要が大きく伸びる冬期間において、低所得者の皆さん方に福祉灯油といいますか、灯油の購入等に向けて生活資金の一部を助成しようというものでございましたが、たしかに今年におきましても春から秋口にかけて、かなりの原油の高騰による石油製品、あるいは輸入穀物等の高騰による食料品等の高騰というようなことで、諸物価も高騰しているというようなことでございますが、ここにきて石油製品等がかなり値下がりして参っております。もう既

にご存じのとおりガソリンを始め石油製品は昨年、一昨年並みの水準まで落ちているというような情報もきております。従いまして、今年度はこの助成事業の目的も一部変えまして、今国がっております現下の情勢において総合経済対策、あるいは生活支援対策、そして、これまでの諸物価の高騰等によりまして高齢者とか障がい者の皆さん、あるいは母子、寡婦等の、いわゆる低所得者の皆さんに対して、この冬場において生活の資金の一部にさせていただこうというような、拡大的な目的を持って今回は行おうというものでございます。

それで、ご質問にありました助成額の6,000円につきましても、今申し上げましたとおり石油製品等が一昨年の水準にまで落ちているというようなこと、それから町の財政事情等も考慮いたしましたし、昨年の県内の交付金額等を見ましても6,000円というのがかなりの実施市町村で、平均的なところでは一番多い市町村でございます。

それから商品券のことにつきましては、今年度も町のくずまき高原の商品券を交付して助成したいというふうに考えているものでございます。これにつきましては町の方で昨年に引き続き最初から商品券を使おうというようなことで設定したものでございまして、この理由といたしましては低所得者世帯のみならず、今町内の商工業者の皆さん方についても消費の伸び悩みというようなことで、大変景気が冷え込みつつあるというふうなことも含めまして、この商品券によって地元の消費をあおってですね、町の経済の活性化を図りたいというようなことで商品券としたものでございます。また、灯油の購入に限定するものではないというふうに考えておりまして、昨年もそうでございましたがペレットストーブとか、あるいは薪を使ったストーブというふうに、石油とはまた違った暖房燃料を用いたいというような方もございますので、それらも含めまして幅広く利用していただくというようなことでございまして、事業名のとおり暖かい冬を過ごしていただきたいということで、この事業を実施するものでございます。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

先ほどの災害復旧費につきまして、若干追加の答弁をさせていただきたいと思えます。歳出の項目はどこで対応しているかというご質問もあったかと思えますけれども、ご案内のとおり19年度の繰り越し分でございますので、19年度の予算で歳出の方を計上しておりまして、今回の補正、歳出にはこれに係る部分は掲載されてこないというものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに関連ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

災害復旧県補助金については分かりました。

次に新エネルギーの関係ですが、NEDOからの助成もあるというふうな答弁でございました。NEDOから助成されたような部分については、町の会計をくぐった形での補助の交付になるのか。その内容についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、ぬくもり助成の関係でございまして、去年8,000円から6,000円になった理由付けが今ひとつ私から見ればはっきりしない。といいますのは、灯油は昨年度よりも安くなりつつ、あるいは安定しているのではないかというふうなお話もありましたけれども、ただ、そうしたような部分については、灯油だけを購入するためのぬくもり助成ではなく、むしろ灯油のみならず、ほかの諸物価が現在すごく高騰しているわけでございます。しかも商品券というのは灯油のみにかかわらず、自分が欲しいものを購入できる。それが本当のぬくもりだということで昨年、この助成事業を始めた経緯があるわけです。それで昨年と今年から見ても、低所得者の方、高齢者の方、私は所得も収入もひとつも伸びていないのではないかなどというふうに思っております。それで、こういったような部分については、少なくともそういったような気持ちがあるのであれば昨年度並みの、やはり8,000円なら8,000円その辺あたりの、商品券なら商品券でも構いませんけれども、交付すべきではないのかなど、私はそう思っておりますが、先ほどの説明では理解しきれないような感じがいたしますがどうでしょうか。灯油だけが商品ではないというふうな観点に立っております。諸物価がそれよりも高騰しているわけです。何回も言うようにすけれども。それからまた、こういったようなものが議決された後の関係については、商品券がただ出回るだけではなく、もっともっと商品券が有効活用されることが、さらに町内の商店の活性化にもつながっていくのではないのかなど考えます。そういったようなときに事前調整の形で、そのお話が全然なされていないというふうなことであれば、やはり少し寂しいような感じがいたします。せっかく商品券を発行するのであれば、今年はこのような事業を考えています。この議決を受けたならば、こういうふうな形でやっていきたいというふうな意思表示があっても、私はしかるべきではないのかなど。こういったようなところをもう一度ご答弁お願いいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

NEDOでは民間に広く事業を公募しておりまして、それによりまして事業者がNEDOに補助金交付申請をするというようなことになってございまして、町の会計はくぐらないで補助金が交付されております。町といたしましては、NEDOの補助金交付の確定を確認してございます。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは今回のぬくもり助成の6,000円、昨年は8,000円ということで、いわゆる諸物価の値上がり等も配慮して、同程度の助成をすべきではなかったかというご質問でございますが、この件につきましては、今年度のぬくもり助成等につきましては、10月ころからでございますが社会福祉協議会とも協議をさせていただきまして、そういう中で社会福祉協議会としても、今回のぬくもり助成を町と一緒に進めたいというようなことになりまして、結果的には町の方が6,000円の助成をすることにしたわけでございますが、社会福祉協議会としても2,000円の商品券を同じように交付、同じ基準で、対象者を同じくして交付するというような方向で今進めていただいておりますので、町と社会福祉協議会の連携した、ひとつのぬくもり助成事業というようなことで、ひとつ受け止めていただければ、8,000円の額に相当する分になるものだと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、もう1点の商工会との連携のことでございますが、これにつきましては私からも今朝ほど、今回の12月議会に昨年と同様な商品券でのぬくもり助成事業を行う予定で、今議会に提案しているということで申し上げたところでございます。そしてまた、具体的には議会の議決を得たうえで、先ほどお話いただきましたような点につきましては、商工会とも連携を図りながら、そしてまた、この地元購買力の向上という観点でも波及効果が生まれてくるように、ひとつこれについて努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

#### 委員長（高宮一明君）

今質問したものの関連でしょうか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今のぬくもり助成では、私は説明不足ではなかったかなというふうに思われます。といいますのは、町ではこういったような6,000円のぬくもり助成をいたしますけども、社会福祉協議会でもこのようなものを考えているというようなことを始めから説明をしていただくのであれば非常に、私はこのような質問もしなくてもいいわけですよ。そういったような部分が町の予算だけというふうなことですけれども、でも一応町の方では最終的には8,000円のぬくもり助成になりますよというふうなことを申し上げたいというふうに私は思うのですが、こういったような部分ではちょっと、やはり我々に対して大変説明不足だというふうに言わざるを得ません。始めから社会福祉協議会でも町のこういったような助成に同調して、協調しながらやっていきたいですよというのであれば、始めから分かるわけです。そういったようなところ私は非常に不親切だなと、聞かなければ話さないのかなと、同じ関連する事業をやっていくうえで、そういったような部分はどうでしょうか。もう少し、この辺については親切身のある説明を私はいただきましたかったかなというふうに思います。

それからまた、そうなりますと今度は社会福祉協議会と町との連携も図られなければならないし、この商工会の方の商品券の担当する側とも一生懸命この有効活用について努めていかなければならないというふうな話になってくるわけです。そういったような

部分はどうでしょうか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

提案説明の段階で皆さんに社会福祉協議会も含めて、全体の事業としてのお話を申し上げるべきだということですが、今回町の予算の内容について申し上げながら、社会福祉協議会の方の説明の部分については、今回の説明の段階では申し上げておりませんので、大変全体的なものとしての説明は不足しておったと、このように思っておりますが、今後関連するような事業等につきましては、説明の段階で十分ご説明をするように努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

9ページの7目、農林水産業費、今回の担い手育成農地の集積が、今回は小田地区ということですが、予定面積をお聞かせ願いたいと思います。また、江川地区から始まった集積事業は、今回の小田地区を入れると農地の集積事業は何パーセントに達するのかお伺いします。

委員長（高宮一明君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（荒谷重君）

今回の受益面積のご質問でございますが、その前に今回の小田地区の受け手となります農用地利用改善組合の組合について若干ご説明させていただきたいと思います。議員ご案内のとおり今全国的、または本町農業におきましても農業の兼業化、あるいは農業者の高齢化等によりまして担い手が不足しているわけでありまして、そういった中で耕作放棄地が増加する傾向にあります。今後とも農業者の世代交代を機に貸し手が、農地の受け手がなくなり、そういったことが懸念されまして、耕作放棄地が増加することが懸念されております。

そういったことで今回の小田地区におきましては、今年の春以来、来年度の事業に向けて数回話し合いを行ってきました。この話し合いは、主体は受け手となります担い手4戸が主になって進めてきましたが、そういった中で、この度貸し手、受け手との合意形成がなされた部分もあります。また、昨今の農業情勢を考え見ますと、1年でも早く農地の集計をし、農地の有効活用、そして生産性の効率を高めたいという農家の強い要望がありまして、今回補正をお願いしたところでございます。先ほどの小田地区の農地

改善組合でございますが、今月12月14日の設立予定となっております。住基農家は40戸、住基面積が25.1ヘクタールとなっております。今回新規に集積する面積ですが、現在7.3を予定しております。なお、7.3の部分でございます新規の集積率が29.3パーセントほどになりまして、これまでの集積と合わせますと61パーセントが担い手4戸の農家に集積になるものでございます。

なお、先ほど質問ございました江川地区から今回の小田地区までの全体の集積率につきましては、若干お待ちいただきたいと思っております。

#### 委員長（高宮一明君）

ほかに。辰柳委員。

#### 辰柳敬一委員

債務負担について関連で質問させていただきます。14件、12件、2件ということがあります。この農家につきましては、おそらく支払いが滞っておって、来年度は資材を供給できないという状況だろうと思っております。今5年間にわたってということですが、例えば来年度はこういうふうに融資をして、利子補給をして供給が可能なわけがありますけれども、さらに滞った場合、こういった14件の方、あるいは12件の方につきましては大変厳しい経営状況の中での、おそらく今回の措置だろうと思っております。相当その辺の経営状況を把握しながら、あるいはきちんと指導しながらやっていかなければ、さらに次の年度でお金を入れることができなくなると、さらに同じことがおきる懸念をされるわけがあります。その点についてはどのように考えておられるのか。それから、ここに載っておる2件、12件、14件で葛巻町の農家がすべてというか、厳しい状況を乗り切ることができるのか。あるいはこのほかにも、もっと厳しい農家があって、そういう農家が存在するのか。その辺についてお伺いをいたします。

#### 委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

たしかに経営の厳しさは、かなり強く危機感を持って対応している。また、農協でもかなり経営指導に力を入れているというようなことでもございまして、その間に今後の資金の流れといいますか、今回三つのうちの二つの資金につきましては、新規に農協で創設をいたしまして実施をするわけでもございますけれども、そのほかにいろいろな制度資金がございまして、そのような制度資金の中に組み込まれていくのかなという、畜産でありますと特別資金として大家畜の特別資金などがあるわけでもございまして、この農業経営負担軽減支援資金と併せまして、そのような長期の資金に書き替えをしていくというような制度、流れがありますので、そのような金額の大きいものにつきましては長期の資金に書き替えていくというふうなものになろうかなと思っております。そのようなことを加味しながら経営改善を進め、また、それを確実に実行していくというようなこ



とで推進してまいりたいと思っておりました。

委員長（高宮一明君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

昨年JA新しいわてがさらに合併をいたしました。そういった中で後継者があっても、あるいは負債の状況によっては離農を強制的にやられたという、中山地区であるとか、そういう農家が発生をいたしております。そういった中で我が町は受け入れる方でありまして、今後厳しい農家については、いわゆる廃業をという、経営の状況によってはそういうことも視野に入れながらJAでは今後というような話もございます。そういったことで廃業に追い込まれるような実態は本町ではないのか、その点を伺います。

それから、いずれ大変農家によっては、正に搾るよりも毎月の経費が多くて、ただただ負債が膨らむという農家も実際にはあるように伺っております。それで、こうして利子補給をしながら、なんとか農業を続けてもらいたいというのは十分に分かるわけでありまして、相当短期間に常に経営の状況を見ながらいかないと、もうすぐ来年度、結構今JAでも油であったり、あるいは肥料であったり、もう滞ると即供給をストップされます。というのは、やはり酪農も大型化して、1か月で経営が悪い方に向かうと、大変な多額の負債が増えると、もう本当に大変な状況であります。そういった意味で、こういったふうに債務負担、これは農家にとっては大変有り難いことでもあります。しかし、やはり利子だけの補給でありますから、本当に経営の中身が良くなないと、とてとても、本当に転げ落ちる、そういう危険があるわけであります。その辺をJAと、あるいはこういったふうに債務負担を起すわけでありますから、常に短い期間で、3か月に1回とか、半年に1回はきちんとその辺の経営を検討し、そういったことを進めていかないと後々大変な状況になるのではというふうに考えますが、その辺についてどのようにJAの方と打ち合わせをしておるのか、対応について伺いたいと思います。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

ご指摘のとおり非常に厳しい状況に今現在おかれているわけでございますけれども、今回貸付金の要綱等にも明示しておりますが、経営状況といいますか、その報告をいただきながら資金管理をしていくというふうな状況に打ち合わせをし、要綱も作っておるところでございます。

そういう中で、廃業の農家はないのかというふうなことでございますけれども、やはり多額の資金需要ですか、負債というのですか、そういうふうなものにつきましては、先ほど申し上げましたような長期の制度資金なりに書き換えをいたしまして、長期でそれを解消していくというふうなことでやってまいりたいと思っておりますし、今いろいろ

な要件があって、何戸かずつ毎年基幹である酪農からも、搾乳を辞めていくというよう  
な方もおられるわけでございますけども、現在負債で離農するというような状況のもの  
は、農協ではないというふうなことでございまして、いずれ基幹である酪農を守ってい  
くために、そのような資金制度を創出しているというふうなことでやっております。い  
ずれにしても、経営管理につきましては貸し手である農協はしっかりと管理をし、  
営農指導を普及所なり何なりと連携をしながらやっていくというふうなことを、やは  
り強化をしながら農家と意識が通じるような面談をしながら進めてまいりたいと思っ  
ておりました。役場でも資金、公金を使うというふうなこともございますので、しっか  
りとそれに加わりながら営農指導もやってまいりたいと思いますし、経営診断等もぜひ  
受けながら、皆さんの情報も得ながら、酪農家の方々にも頑張っていたいただきたいと思っ  
ております。

#### 委員長（高宮一明君）

農業委員会事務局長。

#### 農業委員会事務局長（荒谷重君）

先ほどの山岸委員の集積率の件について答弁させていただきます。平成12年から江  
川地区で実施しておりますが、これまで全部で10団体実施してございます。その地域  
内の農地の面積が635ヘクタールで、集積が96.4ヘクタールとなっております。こ  
の率でいきますと集積率で15パーセントになってございます。なお、町全体に係る集  
積率になりますと、町内全体ですと約3,500ヘクタールほど農地がございますので、3  
パーセントほどの集積率になっているという状況でございます。よろしくお願いま  
す。

#### 委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

25ページお願いいたします。先ほど山岸委員の質問にもありましたけども、今回の  
担い手促進事業でございしますが、この財源を見ても地域活性化等の交付金が入っ  
ておりますし、担い手の補助金二つが入っているわけです。こういったような事業を進  
めていく際に、町内でこういったような事業化、促進することは異論がないところで  
ございますが、次にこういったような整備をするといったような部分について、農業委員  
会の補助金で入ってくる担い手の補助金については異論のないところでござい  
ますが、この地域活性化等の交付金については、なかなかタイミングが、ちょうど遭遇したから  
このようになったものと思われましても、ただ、それでは次に出てきた場合の事業促  
進の部分については不公平が生じるのではないかなと思います。地域活性化の交付金  
が入ったような形での、こういったような事業促進の方法を考えられるのか。そこま  
で考えたうえで、このように予算措置したのかどうか。その点について伺います。

それから次に27ページでございしますが、林業振興費の中で町産材の利用住宅の支援事業が出てきておりますが、この部分については町単というふうなことでございします。この町産材の利用住宅の部分については、こういったような部分の製品が町産材、どのくらいその住宅に利用するような形になれば、こういったような補助対象になってくるのか。その内容についてお知らせをいただきたいと思ひます。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

担い手農地集積高度化促進事業に関する質問でございしますが、これにつきましては今お話いただきましたように、この事業の補助金2分の1、国の方の2分の1でございしますが、そのほかの分につきましては町が4分の1、そして受益者が4分の1というようなことでの事業でございします。それに今回緊急対策として、この事業に合う交付金事業がございしましたので、今回町の負担分に繰り入れをしたといひますか、財源として繰り入れをして今回の事業を実施しているわけでございしますが、今後につきましては、この事業につきましては、4分の1の分については町の単独といひますか、一般財源の対応をしながら、この集積事業等も進めていかなければならぬものでございしますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

町産材の件についてお答えをいたします。この対象となる住宅は、乾燥した町産材を5立方以上使うというような基準になってございします。材につきましてはカラマツ、アカマツ、スギ、または乾燥させた栗材というふうなことが内容になってございまして、昨年度は1件しかなかったわけでございまして、前の議会におきましても、それでいいのかというふうなご質問等も受けた経緯もあるわけでございしますけれども、今まで使っている材を平均いたしますと、12立方ほどが今まで使われている材の平均になっておるようございします。それが今年の概要等を調べてみますと、1戸当たりの材の使用料も13立方を超えるような町産材も多くなっておりますし、件数も今お話等を伺っているところによれば7件ほどになるのかなというふうなことで、非常に今年度は需要が多いというふうな状況になってございまして、今時に補正をお願いしたいということで、ご提案を申し上げているところでございします。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

担い手の方の助成の関係でお伺いしたいわけですが、先ほど副町長の話ではこれまでどおり補助金については、町の4分の1については継続していきたいと、この交付金については、しからばこういったような差額分は、どのような形で考えているでしょうか。このような形で次の事業促進を図る場合も、こういったようなものを補助金の中に考えておられるのか。その点についてお尋ねをいたします。

**委員長（高宮一明君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

今回の緊急対策の部分として、先ほど緊急対策の概要につきましては総務企画課長の方から申し上げましたが、そういう中で今年度の緊急な対策として国の方が講じたひとつの対策でございますので、それを導入しながら今回は、この事業にも活用できるというようなこともございましたので、その4分の1の分に充当させていただきながら、この事業を進めることにしたものでございます。今後につきましては、こういう有利な事業等がございますとなかなか、何ていいますか、補助裏にこういう交付金等のように入ってくる事業というのは、なかなかないわけでございますので、一般的には町の一般財源で対応して事業を実施していくという考え方になるわけでございますが、こういう事業等が来年も出てまいりますと有効的に活用させていただきながら事業を進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

**委員長（高宮一明君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

こういったような部分については、そのとき、たまたま交付金がきたから上積みしていくというふうなやり方というよりは、むしろ、やはりこういったような部分については、高度な集積を図っているわけでございますので、どの部分についても重要な部分と思っておりますので、その公平さを欠かないようなシステムで補助体制を考えていただきたいということを申し上げて、私は終わります。

**委員長（高宮一明君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

今回の4分の1の分については単独でといたしますか、上積みしたということではございませんで、制度的に2分の1が国の補助でございますし、その残りの2分の1の部分になるわけですが、それが受益者と町村が2分の1ずつ負担するということになってお

るものでございますので、今回特別な制度上以上に町が負担した、積み上げをして助成したというものではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、先ほど地域活性化の方の交付金、これは全く入っていないというふうなことですか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

入っているものでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この部分は、そうしますと交付金は毎回毎回交付にならないわけですね。その部分を申し上げているわけですが、どうでしょうか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の事業そのものにつきましては、基本的には国がこの事業に対する補助事業の基準といたしまして、国の方が4分の2でございます。そして残りの部分につきましては町が4分の1、そして受益者が4分の1ということになっておる制度でございます。これに基づいて今回実施するものではございますが、この緊急対策というのが、この事業にも、この町の負担する4分の1の分に対して充当できるということになりましたので、そういう有利な事業を財源として活用しながら、この事業を進めていくというものでございます。今後につきましては、その制度の基準に従いまして国が2分の1、町が4分の1、それから受益者が4分の1という基準の中で、考え方として進めていくというものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで11時25分まで休憩します。

(休憩時刻 11時12分)

(再開時刻 11時25分)

#### 委員長 (高宮一明君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に日程第2、議案第2号、平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

6ページお願いいたします。6ページの国民健康保険税で今回10,000,000円ほどの減額補正が出されております。非常に多額な金額でございます。昨日の説明では課税対象額が減った、所得割が減というふうな感じで、このようになりましたというふうな説明でございましたが、この10,000,000円が減ったことによっていろいろな、また歳出の方に影響が出てくると思われますけども、この10,000,000円の金額が歳出においてどのように影響するのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、もう1点は9ページの保険給付費の中での退職被保険者の療養給付費でございますが、ここの部分では13,000,000円ほどの減額になっております。総計で33,000,000円となっておりますが、この19年度の決算状況を見てみますと、この退職者の療養給付費は121,778,000円となっております。多分これは後期高齢者へ移行の分で、このようになったものと思われまじいけどもいかがでしょうか。それからまた、説明の方でも直診外30,000,000円ほどになっておりますけども、昨年度はこれが106,000,000円の決算状況になっているわけでございますが、こういったような内容について私の見方が正しいのか。そのほかにまた、それ以外の理由があるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

まず国民保険税の今回の減額補正のことにつきまして、ご説明をさせていただきます。まずひとつは提案説明の中で所得割額の減少が主な要因だというふうにご説明申し上げました。これにつきましては当初予算策定時と比べまして、7月1日に本算定、課税額が確定するということになるわけですが、実際に所得割の課税対象額が45,000,000円ほど減額になったものでございます。税率5パーセントでございますので、その相当分が減額されたというふうなことが、ひとつの大きな要因でございますし、それから当初と比べまして世帯数も減になっておりまして、74世帯が減となりますし、被保険者につきましても228人が減となったというふうなことでございます。これは後期高齢者に移動した部分もあってというふうなことでございまして、合わせまして今回10,000,000円ほど一般被保険者の国民健康保険税では減額をお願いするというふうなものでございます。これにつきましては当初の税率改正等も合わせまして、今回見込んだものでございます。

国保会計の制度そのものにつきまして、少しお話をさせていただきますが、10,000,000円の影響額につきましてはどうなりますかというふうなことでございますが、まず国保の制度そのものからいたしまして、歳出の予算の大半を占めておりますのが保険給付費、療養費であるわけですが、特にも一般被保険者の療養給付費の分が主な内容で、決算見込額今回590,000,000円、6億円ほど見込んだわけですが、ほとんどこの経費に財源充当をするというふうな内容の特別会計なわけでございます。この10,000,000円の減につきましては、当初の税率改正によりまして、まず7月1日には本算定ということで確定されるものでございますし、影響といたしましては当然歳出の方に影響してくるものでございますが、主な影響が出てくるとしますと、歳出のほとんどの部分が一般財源に当たりますが、主に療養給付費等に影響してくるのかなというふうに思っているところでございます。

それから、9ページの退職被保険者等の療養給付費が今回13,000,000円ほど減額とさせていただきます。これにつきましては20年4月から老人保健医療制度を改正されておりました、これまで対象となっておりました年齢が、退職保険につきましては65歳までというふうなことになりまして、65歳以上から74歳の退職者につきましては、一般保険者の療養給付費の方に回ったということから、当初と比べまして一般の方が増えて、退職分の方が減額になったと、そういうふうな内容のものでございます。直診外、あるいは直診の医療機関の支払い分につきましては、葛巻病院が直診の施設、医療機関なわけですが、ここの医療費に町の国保の被保険者の人たちがどの程度かかったかというふうな実績でございますが、医療費の支払い分につきましては、これまで10月までの支払い分が実績となっておりますのでございまして、それらの経過等、実績等を見ながら今後あと半年分が残っているわけですが、それら実績等から見込んだ決算の見込額となっているものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう一つだけお聞きしておきたいと思いますが、今回の補正でこのような形になっているわけですが、昨年度行いました県の貸付金、そういったようなことも想定されるのか。その見通しについてお伺いしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

県貸付金につきましては21年度から3か年にわたりまして45,000,000円ほどお借りしておりますが、15,000,000円ずつ3年間で返済するというふうなものでございますが、現在新年度の予算編成を行っておるところでございますが、これにつきましては税率改正を行いました20年度の決算見込みと、それからどの程度の決算額になるのか見込みながら見積もりをしたいなと思っておるところでございます。今のところ予定どおりいきますと、医療給付費が現状のままいきますと、なんとか黒字決算になろうかなというふうに思っておりますので、そうした部分でカバーできるかどうか、十分検討させていただきたいなと思っております。現在予備費も18,000,000円ほどございますので、なんとかその分も工面できればなと思っておりますが、何分医療費につきましては、今後またどういうふうな動向になってまいりますか、19年度の状況を見ながら、返済額につきましては確実に3年間かけて返済しなければなりませんので、見込んでいきたいなと思っておるところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



次に日程第3、議案第3号、平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第4号、平成20年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第5号、平成20年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第6号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回但し書きが、このように追加されました。このまま読みますと、町長が規則で定めるといふふうな、これに30,000円を上限として加算すると、そうしますと通常であれば、これまでの350,000円に30,000円を加算し380,000円が支給になるのかなと感ずるところですが、こういったような部分はそういったような考え方でよろしいでしょうか。それとも何かそれ以外のことがあるでしょうか。引き上げになったということでしょうか。その辺りをお伺いしたいと思います。

委員長(高宮一明君)

住民会計課長。

住民会計課長(村上久男君)

今回の条例改正につきましては、国民健康保険で施行令の一部改正によるものでございますが、これは21年1月から産科医療保障制度が始まるというふうなことに対応するものでございまして、これにつきましては通常の妊娠、分娩にかかわらず、分娩に関連いたしまして、重度の脳性マヒになった赤ちゃんが速やかに補償を受けられる制度、保険に加入する相当分30,000円について上乗せをいたしまして、380,000円を助成するというふうな内容のものでございます。これにつきましては現在県内の各病院、診療所、あるいは助産所等すべての関係医療機関では、この医療制度に加入しているというふうなことでございますので、県内でお産する場合には、当然世帯主からの申請によることとはなっておりますが、すべてのお産に該当して30,000円が上乗せになって380,000円支給するというふうになるものと、そういうふうになっているところがございます。以上です。

委員長(高宮一明君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

簡単にいいますと、そうしますと通常これまで350,000円支給していたものが、そのまま350,000円で支給になると。そのほかに重度の病気とか、そういうような赤ちゃんが生まれたような部分については30,000円が加算されるというふうな認識でよろしいのですか。もう一度確認をいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）  
住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

すべての人が380,000円になるとお考えいただいてよろしいかなと思っております。これにつきましては看護、介護費用としての保証金というふうなことで、保証金の保険分30,000円が含まれておりますので、30,000円その分を上積みして支払うというふうな内容のものでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第7号、農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回は第6条に第2項を追加して、3項はそのまま下がるというふうな改正規定なわけですが、今回分担金を一括徴収するというふうなことの改正が主な部分なわけですが、これは一括でなければ何か不都合が生じる事態が発生しての改正規定なのか。第1点をお伺いしたいと思います。

それからまた、このような改正部分につきましては、それでは施行前の分担金の徴収方法はどのようになるかというふうな形になるわけですが、こういったような部分については、そういった規定については附則で規定するというふうな形になっているわけですが、その施行前の分担金の徴収方法等の経過措置は必要と思われるような感じがいたしますが、町当局の見解をお伺いしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

今回の分担金の徴収方法につきましては一括でお願いしたいというものでございまして、その必要性でございまして、新たに加える方につきましては現在すべての方が一括で納入してもらっているという実態がございまして。分担金の分割納付を想定した時点は、工事を始めまして完成するまで4、5年かかるというようなことから分担金の分割を認めながら事業を開始したわけがございまして。ある程度経過しておりますので、新たに加える方については実態として分割納付する方がおりません。一括納付していただいておりますし、町整備型浄化槽の分担金につきましても一括納付を前提としておりますし、実態も一括納付されておるといふようなことございまして、そのような実態に合わせた改正でございまして、ご理解を賜りたいと思っております。

それから附則の部分につきましては、少し時間をいただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

経過規定についてのご質問でございまして、経過規定につきましては既存の条例環境を考慮することなく、いきなり新しい条例を適用することによって、既存の条例に基づいて営まれてきた住民の社会生活等が大きく損なわれたり、あるいは公平性が損なわれる場合には円滑に改正後の条令に移行できるように、既存の条例環境をある程度認めるものとされているところでございまして。

今回の改正につきましては分担金を一括して徴収できる規定でありますけれども、先ほど建設水道課長も申し上げましたように、第6条の1項の部分におきまして、但し書きの部分で一括納付を申し出たときはこの限りではないという規定の中で、現実的には新たに整備をしている管理者については、一括徴収を実施してきている経過等もあることから、今回経過措置は設置しなくてもよいというふうな判断に基づいたものでございまして。なお、住民の周知期間といいますか、不利益のある部分につきましては、十分な周知期間といいますか、ではないわけではございまして、2月1日からの施行ということで周知期間を設けてございまして、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず一括徴収の関係でお伺いをいたしたいと思っておりますが、そうしますと今1戸当たり260,000円ですか、そうしますと現在この分担金について実際に、何ていいますか、未

納の方、そういったような方がおられるのですか。それから新しく建てるような部分については、現実的には既にこの第2項の規定が適用になっているというふうな形になっているのでしょうか。その中身についてお伺いをいたします。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

供用開始当初で未納になっている方はございます。新たに加える方については、先ほども答弁しましたとおり未納の方はございません。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第8号、町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

入居者の資格の件ですけれども、これは実際に暴力団ということを担当課で判断するのか。そして、それが怪しいなと思ったときに、あるいは警察署の署長の意見を聞くとか、そういうことになるのでしょうか。あるいは前もって入居の申請の段階で、きちんとそれが明確に明記されていて、こういう方は駄目ですよというようなことで、はっきりとさせるのか。その辺の実務的な取り扱いについてお伺いします。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

入居者の暴力団であるかないかというようなことにつきましては、入居の段階で警察

署の方に照会してもいいということになってございます。ただ、本町の場合は果たしてそこまで必要なかどうかということもあるわけですが、疑いをもたれる場合は当然警察署の方と照会をしてまいりたいと思います。ただ、いたずらに照会というのはどうなのかなど。その辺は入居者の申し込みがあった時点で適宜判断してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

照会ができるという規定、これを実際に使う場合は、例えこういう人であっても個人情報なわけです。したがって、これを警察署に、このあなたの情報を流しますと、いいですかという同意がないと多分できないですね。今の時代個人情報ですから。そういった体制も整えておかないと、安易に電話などで署長この人どうですかということは、これは多分まずいと思います。その辺の考え方についてお伺いします。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

ただいまご指摘ありましたように、個人情報条例、守秘義務等につきましては、そのようなものを前提といたしまして入居の申請の際には対応してまいりたいと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第9号、葛巻町統計調査条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第10号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回の変更、人数が増えることについては異論のないところですが、今回この改正によりまして広域連合議員は関係市町村の長、または議会の議員により組織するというような1項目が第2項で、このようにあるわけですが、この市町村長でございしますが、本来これは私は保険者側、理事者に回らなければならない、基本的な考え方に立つのではないのかなど、このように思います。議員は被保険者側の代表というふうになりますと、当然に私は広域連合の議員は理事者側の市町村長がそちら側に、それから議会側の議員は議会の議員から成り立つのが本来の姿ではないかなと思うわけです。ただ、規約は規約でございすけども、私はそのように思うわけですが、そういったような観点から本来私はただいま申し上げたように保険者側と被保険者側と、それぞれ両方から、そのようになっていくべきもので、こういったような議会の議員については、私は議会の議員がなるべきものと、そのように思っている1人でございす。町当局はそれに対してどのような見解をお持ちでしょうか。

#### 委員長 (高宮一明君)

住民会計課長。

#### 住民会計課長 (村上久男君)

執行者側の広域連合の連合長および副連合長につきましては、今回の規約改正のところには載っておりませんが、広域連合の執行機関の選任の方法というところで、第12条ですが、広域連合長は関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙するというふうなことになるものでございまして、連合長および副連合長におきましても、そういう形になりますので、失礼いたしました。副連合長は関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、これを選任す

るということになっておりますので、連合長および副連合長は市町村長の中から選出されるというふうなことになっているものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

答弁になっていないような感じがしますね。それは分かります。ですから、先ほど申し上げたとおり、市町村長は理事者側の連合長になったり、副連合長になるわけです。それで、この条文は議員には市町村長の長と議会の議員がなれる規定ですよ。それは分かりますよね。それで私は議員の立場から言わせると、こういったような部分については広域連合の議員は議会の議員より議員が組織するというような形にならなければおかしいのではないですかというふうなことをご指摘申し上げているのですが、私はそう思うのですが、町当局の見解をお伺いしたいということで申し上げました。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

今回の規約改正の経過について、少しご説明させていただきたいと思いますが、広域連合の議会の中で、一般質問や議案審議の過程で規約改正が必要だというような話題がたくさん出たようでございまして、また、広域連合の議員定数の改正を求める意見書ということにつきましても、ひとつには市議会の議長会、それから町村議会議長会、そのほかに結構多数の市町村から意見書、要望書が提出されたことによりまして、まず各35市町村の中から議員を1名ずつ選出するという考え方が経過の中でまとまってきたようでございます。本来柴田議員さんがおっしゃるとおりかもしれませんが、今回広域連合の方から議案として提案いただいた内容というふうなことにつきましては、そういう経過があって35市町村長、あるいは議員の中から選出するというふうに改正されたものというように思っているところでございます。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今住民会計課長の方から申し上げましたが、今回の選任に当たりましては関係市町村の議会において選挙するということになっておりますので、今回の趣旨等も議会内で踏まえていただきながらご判断をしていただくことになるものだと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。



## 委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第11号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

## 姉帯春治委員

必要でロータリー車を購入するということだと思えますけども、ほかの町村を見て、なぜこの会社を選んだのか。その経過を聞きたいと思っています。

それと我々は畜産をやっていると、メーカーによって大きく壊れる機械、または安全ピンが飛ぶような機械、かなり想定されるわけですが、そのような調査をしたのかどうかお願いします。

## 委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

## 建設水道課長（馬淵文雄君）

今回のメーカーの指定といいますか、このことにつきましては県内の想定される業者といいますか、それらを指名しまして、そして入札により決定したものでございます。

それから調査ということでございますけれども、このロータリー除雪の耐用年数は6年、それから古いロータリー車は14年経過しているものでございまして、それに代えて更新したいというものでございます。

## 委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

## 姉帯春治委員

かなり調査をしたということで、そうすると価格が安いから購入したということでは

ないわけですね。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

まず、ひとつは価格の面が大きく影響しているものでございます。その他の細かい部分につきましては、どうしても素人では分からない部分があるわけですけれども、この業者につきましては本体の除雪部分、ローダーが同一メーカーであるというような点も選定のひとつの要因となっております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私からは納入期限の問題でございしますが、3月25日納入期限というふうな形になっております。これは今回の補正予算とも絡みがあるわけですが、補正予算を見てみますと国庫補助ゼロというふうな決定がなっておりまして、多分国庫補助の決定が遅れたということで、このように遅れたのかなとは推察されておりますが、実際にこれから冬に向かうときに、来年の3月ですよ、納入が。そうしますと20年度に予算措置した甲斐があるでしょうか、一体。そういったような点はこういったように受け止めておられるのか。これでは19年度に措置をしておかなければ、今年度使えないのではありませんか。そういったような問題が私は出てくるような感じがします。そしてまた、今財産の取得についても、なかなか財政の厳しいおり、こういったような部分の議案が出てこないのではないですか。予算措置になっておりませんので。こういったような部分が出てくる部分では、当該年度については当該年度で物品が納入されるとか、措置しますよというふうな形で町民の方々に説明をしなければ、せっかく20年度に上げていながら1年遅れの使用かと。しかも、せっかく新しいのが来ても使えない。こういったような部分については、どのようにお考えでしょうか。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

今回の補正によりまして、当初で予定した分を減額しているものでございます。そのことにつきましては、県の道路環境課の方から9月末をもちまして国の内示が認められなかったというようなことがありまして、強く異議を申し上げたところでもありますけれども、認めてもらえなかったということで、大変残念に思っているところでございます。それで平成21年度に再度強くお願いをいたしたところでございます。

20年度当初予算に計上する段階につきましても、前の年の19年度から強く県の方に働きかけいたしまして、そして当初予算に計上した経緯がございます。そして9月末日でそういうふうに認められなかったというところで、10月21日に地域活性化緊急安心実現対策総合交付金というものが決定になりまして、来年21年度に予定しておったものを、この交付金を利用して今回整備を進めようとするものでございます。

柴田委員ご指摘のとおり3月25日の納入期限は、そういう問題があるわけでございますけれども、除雪の機械につきましてはグレーダー、ドーザー、あるいはロータリー、それから除雪ダンプ等、主なものがあるわけですが、これらの機種につきましてはそれぞれ使用目的がございます。新雪なんかにつきましては、どの機種も対応できるわけでございますが、特に春先の湿った雪を高く排雪するといったような場合には、特にロータリーの除雪車が必要とされるものでございます。そうしますと仮に3月25日に納入したといたしましても、3月の6日間、それから4月、5月いっぱいまで山間部の町道の排雪にはフルに活動できるものと、そのような期待の元で今回財産の取得をお願いするものでございます。

ご指摘のとおり除雪機械という性格上、やはり冬に入る前に整備をしなければならないということにつきましては、正にそのとおりかと理解しております。ただ、一定のルールを守りながら、そうした必要な時期に、緊急に安心を実現させるという意味では、いろいろな特別な事情をクリアしながら、今回の3月25日の納入となったものでございますので、特段のご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今のお話では9月末に駄目ですよと県から言われたというようなことでございますが、でも9月末にこういったような駄目だったならば、次の手を考えなければ冬に間に合わないということは、そういったような認識はなかったのですかね。私はそこが一番おかしい、住民のための本当の買い方なのかなというふうに思うわけです。9月の議会でも、あるいは臨時議会でも何回かあったはずですが、こういったふうなことを内部で検討して、それでは違う方法が、絶対やらなければならないというふうなことは明確になっているのではないですか。こういったような部分については、そうしますと、その時点でしたら、あるいは1月に納入されたかもしれません。そういった努力が、私はこの財産の取得についても、私は努力が足りないのではないかなと。ただ県から9月末に認められなかった。それで仕方なく、こういうふうになりました。それだけでは私は理由付けが、町民の皆さんに、私はこのようになりましたというような報告とか、お話する際には弱いような感じがいたします。副町長どうですか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

## 副町長（觸澤義美君）

ここに至る経緯につきましては建設水道課長から申し上げましたが、9月の段階で県と申しますか、補助採択は不採択になったということでございまして、そういう中に今後、来年度におきましても県要望等をいたしましても、なかなか、何て申しますか、来年度であれば確実に取得と申しますか、採択できるというような部分がかかなり厳しいというお話も伺ったところでございます。従いまして、町の方でもいろいろと検討をいたしまして、その際に、ちょうど今回の交付金事業が、地域活性化緊急安心実現総合対策事業というようなことで、この事業には採択できるというようなことを、検討している中でそういうことになりましたので、補助事業が来年度確実に採択できるということになりますと今回のような措置ではなく、来年度、新年度に予算計上しながら取得に努めるべきものだと、このように思っておりましたが、その方向性というの、なかなか最近厳しくなっているというようなこともございましたので、この交付金事業を導入しながら、今回整備するべく措置と申しますか、今回補正予算にも計上し、入札手続きをとりながら事業を進めたところでございますので、今後の補助事業等の方向性等も含めて総合的に判断して、今回こういう時期の事業を進めることになったということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

## 委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

当局の方々は退席しても結構です。

なお、このあと第4会議室において請願審査と委員会発議案について協議しますので、移動願います。

（第4会議室へ移動）

（散会時刻 12時15分）